

第26回 定例総会議事録

1. 日 時	令和8年5月14日（木）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子
4. 欠席委員	
1名	14番 村上 枝里
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第26回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第26回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議事録署名委員に7番長尾委員、2番大野委員、書記は事務局の畑さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、植田市民行政センターから東へ約850mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約25aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、野津原地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>5番秋吉委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、道の駅のつはるから北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されており、1筆の一部にはブルーベリーが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてナス、トマト、ブドウ、水稻を栽培予定で</p>

<p>議長</p>	<p>す。農機具は草刈機を3台、管理機を2台、耕うん機、コンバイン、精米機、籾摺機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約37a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地はイチジク、ビワ、ウメ、ミカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてタマネギ、ジャガイモ、ブドウ、ミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約7a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>

8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はミニトラクターを3台、コンバイン、田植機、乾燥機を各2台、トラクター、バックホーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 5番について、植田地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ4ページ 1番について、大南地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、利光公民館から東へ約280mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は隣接の宅地に転居予定の新規就農者であり、申請地においてトマト、キュウリ、ナス、タマネギを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台、鎌、鋤を各3丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約58aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大分地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、城東中学校から南東へ約470mの距離に位置した農地であり、現地はミカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてサツマイモ、ジャガイモ、ホウレンソウを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約14aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 農地法第3条許可処分の取消願いについて事務局から報告してください。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらは令和8年3月10日の第24回定例総会にて許可した案件ですが、売買が不成立となったことから、所有権移転を中止したいとの申し出がありました。地区審議会で審議していただいたところ、取消相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 農地法第4条許可申請 1番について、大分地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下郡小学校から南東へ約830mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 農地法第5条許可申請 1番について、坂ノ市地区の委員は現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、小佐井小学校から南へ約570mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、発電事業などを営む法人が蓄電池用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、取消願いについては許可取消とすることとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、9ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく議案の審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>9ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地はビニールハウスが建っており、保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地においてブドウ、モモ、イチジクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約33a となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、内植田地区に位置した農地であり、現地はビニールハウスが設置されており、イチジクが栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチジクを栽培する認定農業者で、申請地においてイチジクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画で</p>

す。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において水稻、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約14a となります。

10ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。

5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7.6ha となります。

11ページ 6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻と麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約17.6ha となります。

7番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、矢ノ原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約36a となります。

12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町、戸次門前地区に位置

した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲と麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稲、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約11.8haとなります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地においてトマト、キュウリを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は同時申請分と合わせて約1.1haとなります。

13ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、細八丸地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に大葉を栽培する認定農業者で、申請地において大葉を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は同時申請分（佐賀関）と合わせて約4.7haとなります。

14ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.4haとなります。

15ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、馬場地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に大葉を栽培する認定農業者で、申請地において大葉

議長	<p>を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は同時申請分と合わせて約4.7ha となります。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>次の、16ページ 1番は森崎委員の案件ですので、森崎委員は一旦、退室をお願いします。</p> <p>(森崎委員 退室)</p>
議長	<p>では、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、金谷迫地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に柑橘類を栽培しており、申請地において柑橘類を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.9ha となります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、16ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、16ページ 1番は承認します。</p> <p>では、森崎委員は着席をお願いします。</p> <p>(森崎委員 着席)</p>
議長	<p>引き続き、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>16ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上片面地区に位置した農地であり、現地は柑橘類が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において柑橘類を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約70a となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、鶴瀬地区に位置した農地であり、現地はビニールハウスが建っており、保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約16a となります。</p> <p>17ページ 1番です。こちらは再設定になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>18ページ 1番です。こちらは配分替になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地においてトマト、キュウリを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は同時申請分と合わせて約1.1ha となります。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>次の、19ページ 2番は長尾委員の案件ですので、長尾委員は一旦、退室をお願いします。</p> <p>(長尾委員 退室)</p>
議長	<p>では、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>19ページ 2番です。こちらは配分替になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主にピーマン、水稻、サツマイモを栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.9ha となります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、19ページ 2番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、19ページ 2番は承認します。</p> <p>では、長尾委員は着席をお願いします。</p>

	<p>(長尾委員 着席)</p>
議長	<p>引き続き、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ 3番です。こちらは配分替になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後・楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に二ヲを栽培する認定農業者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.4ha となります。</p> <p>各地区審議会でも審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した16ページ 1番と19ページ 1番を除く、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、21ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで</p>

す。

申請内容のうち1筆は2019年頃からため池として利用されており、他3筆は2019年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から南西へ約4.3kmの距離に位置した農地であり、現地はため池として利用及び耕作放棄により山林化していました。

22ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2011年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約310mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

23ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1970年頃から河川として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北へ約790mの距離に位置した農地であり、現地は河川として利用されていました。

24ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1969年頃から耕作放棄により山林化、一部は住宅の進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から南西へ約2.2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化し、一部は住宅の進入路として利用されていました。

25ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1975年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関中学校から南へ約570mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容のうち2筆は2000年頃から耕作放棄により山林化しており、他

4筆は2000年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野、山林化していました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2006年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から北東へ約2.1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

26ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1978年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から東へ約1.3kmから1.7kmの範囲に点在した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1970年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から北西へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

6番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1949年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、小佐井小学校から南東へ約3.6kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用していました。

27ページ 7番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1991年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から南へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

28ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

議長	<p>申請内容は1996年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北西へ約720mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1971年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から南西へ約940mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。各地区審議会 で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p> <p>次の、29ページからの 第4号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>29ページから31ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で8件出ています。</p> <p>32ページから33ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で6件出ています。</p> <p>34ページから37ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化</p>

議長	<p>区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で26件出ています。</p> <p>38ページです。農地法第5条第1項第6号一時転用の届出で、市街化区域内農地で一時転用するという届出が、1件出ています。</p> <p>最後は、39ページから44ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で14件出ています。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第26回定例総会を閉会します。</p>